

令和8年度PTA総会資料

1、挨拶 校 長 挨 拶

PTA 会長挨拶

2、議案

第1号議案 令 和 7 年 度 活 動 報 告

第2号議案 令和7年度決算報告および監査報告

第3号議案 令 和 8 年 度 本 部 役 員 （ 案 ）

第4号議案 令 和 8 年 度 活 動 計 画 （ 案 ）

第5号議案 令 和 8 年 度 予 算 （ 案 ）

第6号議案 東 綾 瀬 中 学 校 P T A 会 則

校長挨拶

校長 金子 哲朗

皆さん、はじめまして。この度、足立区立江北桜中学校より移動してまいりました、金子哲朗（かねこ てつろう）です。

着任の日、ピカピカに輝く校舎に圧倒されながら歩く私に、生徒たちが元気に挨拶をしてくれました。少し言葉を交わしましたが、どの子も礼儀正しく、明るい笑顔で接してくれたことが強く印象に残っています。「この生徒たちと共に、この学校で精一杯頑張っていこう」と、心新たに決意した瞬間でした。

今年度は211名の新入生を迎え、全校生徒619名で令和八年度がスタートいたしました。

本校の素晴らしい伝統を継承しつつ、一人一人の個性を尊重し、生徒たちが自らの可能性を信じて、いきいきと挑戦できる環境づくりに努めます。

教職員、保護者、地域の皆様と手を取り合い、「チーム東中」としてさらなる発展を目指してまいります。今後とも、本校の教育活動へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

P T A会長挨拶

会長 田島 翼

日頃より、P T A活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。本年度のP T A会長に選任されました田島と申します。昨年度は、会計としてP T A活動に携わっておりましたが、今年度このような大役を仰せつかり、身の引き締まる思いです。前会長の功績を無にしないよう、役員の皆様と協力して、精一杯やりぬこうと思っています。

P T Aとしては本年度も、子供たちが安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校や地域の皆様と力を合わせて取り組んでまいります。活動を通して、保護者同士のつながりも大切にしながら、「できる方が・できるときに・できるだけ」をモットーに、無理のない形で進めていければと考えております。昨年度も導入していた電子ツールを今年度も継続して使用し、お知らせや、行事でのボランティアの募集などを実施していきたいと思っておりますので、閲覧・回答をよろしくお願いいたします。

書面での総会という形ではありますが、議案をご確認いただき、ご意見などございましたらぜひおよせください。

P T Aの活動に対しては、様々なご意見があることと思います。いただいたご意見を参考に精査し、改善をしながら、皆様とともに子供たちの幸せのためにより良い活動ができればと考えております。今後とも、温かいご支援とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、P T A役員を随時募集中です。ご興味のある方は、ご連絡ください。

令和7年度 東綾瀬中学校 PTA 活動報告書

○＝学校行事 ◇＝地区行事

<u>時期</u>	<u>名称・内容</u>
4月	○入学式 手伝い、入学説明会
5月	PTA 総会（書面）
6月	○運動会 手伝い（本部役員・ボランティア） 挨拶運動（開かれの会・本部役員）
7月	◇さんだるセミナー 手伝い（本部役員） ◇盆踊りパトロール（本部役員）
8月	◇盆踊りパトロール（本部役員） ◇憩いの場を考える意見交換会（本部役員）
9月	挨拶運動（開かれの会・本部役員） 制服リユース（本部役員）
10月	PTA ソフトボール綾瀬ブロック大会 ◇音楽の夕べ 手伝い（本部役員・ボランティア）
11月	◇歩け歩け大会 手伝い（本部役員） ○給食試食会 主催（本部役員・PTA）
12月	PTA バレーボール綾瀬ブロック大会
1月	PTA ビーチボールバレー区大会
2月	○新入生保護者説明会（本部役員）
3月	卒業記念レクリエーション 主催（本部役員・卒対委員） ○卒業式 手伝い（本部役員・卒対委員）
通年	○学校公開日 受付手伝い（本部役員） ◇各種セミナーの参加 役員会

以上

令和7年度 P T A会計決算書

足立区立東綾瀬中学校
PTA会長 山田 司朗

(単位：円)

収 入	3,566,455	
支 出	1,203,997	
残 高	2,362,458	次年度へ繰越

収入内訳

科 目	予 算 額	収 入 額	摘 要
会 費	1,312,180	1,316,800	家庭数 + 教職員数
繰 越 金	2,247,398	2,247,398	前年度繰越金
そ の 他	100	2,257	銀行利息
合 計	3,559,678	3,566,455	

支出内訳

項 目	節	予算額	支出額	増減	摘 要
運 営 費	1.会議費	10,000	0	10,000	
	2.事務費	50,000	42,405	7,595	コピー機印刷費、保護者用名札
	3.連合会分担金	150,000	104,840	45,160	中学校PTA連合会分担金等
	4.保険費	200,000	157,730	42,270	行事補償保険
活 動 費	5.8組PTA活動費	20,000	15,620	4,380	8組PTA活動費
	6.ソフトボール同好会	30,000	29,133	867	ソフトボール活動費
	7.バレーボール同好会	30,000	26,594	3,406	バレーボール活動費
	8.PTA表彰費	50,000	84,900	▲ 34,900	転退職員、退任役員等記念品代
	9.慶弔費	25,000	25,000	0	香典等
	10.渉外費	120,000	103,000	17,000	各自治会費、地域のお祭りや行事等
	11.生徒応援費	350,000	466,330	▲ 116,330	卒業生記念品・コサージュ、卒業先生へ花束、謎解きイベント
	12.PTA活動費	80,000	48,445	31,555	給食試食会代・PTA会議お茶代・来賓お茶代等
雑 費	13.雑費	10,000	0	10,000	
積 立 金	15.積立金	50,000	50,000	0	周年積立金
	16.備品購入積立	50,000	50,000	0	備品購入積立
合 計		1,225,000	1,203,997	21,003	

周年積立金

前年度繰越金	1,983,755
受取利息	799
受取利息	902
今年度積立金	50,000
来年度繰越金	2,035,456

◎ 監査の結果、上記の通り相違ないことを報告致します。

令和 8年 4月 25日

会 計 星 マナ 田島 翼
志摩 加奈

◎ 監査の結果、上記の通り相違ないことを報告致します。

令和 8年 4月 25日

監 査 五月女 隆 佐々木 靖博
菅沼 一弘

備品積立金

前年度繰越金	1,442,386
受取利息	607
PTA バット購入費	▲34,480
PTA ビーチボールバレーTシャツ購入費	▲28,080
受取利息	639
今年度積立金	50,000
来年度繰越金	1,431,072

令和8年度 東綾瀬中学校 PTA 活動計画 (案)

○＝学校行事 ◇＝地区行事

<u>時期</u>	<u>名称・内容</u>
4月	○入学式 手伝い、入学説明会
5月	PTA 総会 (書面) ○運動会 手伝い (本部役員・ボランティア)
6月	挨拶運動 (開かれの会・本部役員)
7月	◇さんだるセミナー 手伝い (本部役員) ◇盆踊りパトロール (本部役員)
8月	◇盆踊りパトロール (本部役員)
9月	挨拶運動 (開かれの会・本部役員) 制服リユース会 (本部役員)
10月	PTA ソフトボール綾瀬ブロック大会 ◇音楽のタベ 手伝い (本部役員・ボランティア)
11月	◇歩け歩け大会 手伝い (本部役員) ○給食試食会 主催 (本部役員・PTA)
12月	PTA バレーボール綾瀬ブロック大会
1月	PTA ビーチボールバレー区大会
2月	○新入生保護者説明会 (本部役員)
3月	卒業記念レクリエーション 主催 (本部役員・卒対委員) ○卒業式 手伝い (本部役員・卒対委員)
通年	役員会 ○学校公開日 受付手伝い (本部役員)

以上

令和8年度 P T A会計予算 (案)

足立区立東綾瀬中学校 P T A

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	摘要
会費	1,440,000	家庭数+教員数(会費2,400円)
繰越金	2,362,458	前年度繰越金
その他	2,000	銀行利息等
合計	3,804,458	

支出の部

項目	節	予算額	摘要
運営費	1.会議費	10,000	総会、五役会、監査会、運営費等
	2.事務費	50,000	通信費、封筒、印刷費、消耗品費、保護者用名札等、備品購入費
	3.連合会分担金	150,000	中P連分担金等
	4.保険費	200,000	行事補償保険(オプション特約付き)
	5.8組PTA活動費	30,000	8組PTA活動費
	6.ソフトボール同好会	30,000	ソフトボール活動費
	7.バレーボール同好会	30,000	バレーボール活動費
	8.PTA表彰費	50,000	転退職員、退任役員等記念品代
	9.慶弔費	25,000	見舞金、香典等
	10.渉外費	120,000	渉外諸費等
	11.生徒応援費	450,000	卒業記念品、イベント開催、感染対策等
	12.PTA活動費	80,000	PTA活動費、備品購入、備品修理代等
雑費	13.雑費	50,000	運動会、文化祭、新年会等
積立金	14.積立金	50,000	周年積立金
	15.備品購入積立	50,000	備品購入積立金
合計		1,375,000	

足立区立東綾瀬中学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 名称
本会は、足立区立東綾瀬中学校 PTA と称する。
- 第 2 条 事務所
本会は、事務所を東綾瀬中学校に置く。
- 第 3 条 目的及び基本方針
1. 本会は、父母またはそれに代わる人(以下保護者という)と教職員が協力して、学校と家庭と地域社会における、生徒の幸福と健全なる育成に寄与するとともに、会員相互の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。
 2. 本会は、社会教育団体であり、宗教活動、政治活動には関与しない。又、学校の管理運営及び人事には干渉しない。
 3. 本会は、活動の成果を上げるため、他の社会教育団体、及び関係諸団体と協力する。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
1. 家庭と学校との連携を密にして相互の理解を深め、学校教育の効果を高めるとともに、情操教育並びに進路指導に役立つための事業。
 2. 教育全般に関する研修、及び生涯教育に関しての研究と実践、ならびに会員相互の親睦と交流を図るための事業。
 3. 校外における生徒の健全生活を促進し、併せて心身の健康安全を図るための事業。
 4. 会員のために必要な調査報道、及び文化向上を図るための事業。
 5. 学校に対する協力、及び本会の目的を達成するために必要な事業。
- 第 5 条 本部役員が必要と認める時は、その目的に応じた行事サポーターを募集することができる。

第 3 章 会 員

- 第 6 条 本会の会員は次の通りとする。
1. 本会は、本校生徒の保護者ならびに教職員をもって組織する。
 2. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
 3. 会員は会費を納めるものとする。

第4章 役員及び委員

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 名誉会長 1名(校長)
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名(内1名副校長)
4. 書記 10名以内(内1名学校側)
5. 会計 6名以内(内1名学校側)
6. 会計監査 3名以内(内1名学校側)

第8条 役員の仕事

1. 会長は、会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代行する。
3. 書記は、会の庶務を行い、諸会議の記録及び諸文書の保管を行う。
4. 会計は、会の経理業務を掌管する。
5. 会計監査は、独立して随時本会の会計を監査し、総会に報告する。
6. 役員は、上記の仕事のほか PTA 活動の推進役として各活動に協力する

第9条 役員を選出方法

役員(会長、副会長、書記、会計、会計監査)は前年度の推薦委員会で選出し、総会の承認を経て決定する。

第10条 役員推進委員会の構成と仕事

1. 役員推薦委員会(以下推薦委員会という)は、役員及び運営委員をもって構成する。なお、推薦委員の中から委員長を互選する。
2. 推薦委員は、会員の意見希望をも聴取した候補者を推薦する。
3. 役員候補者選出後、役員候補者を含めて推薦委員会を開き、その席上で内諾を得る。
4. 役員候補の内諾者は、年度初めの新旧運営委員会に報告する。
5. 推薦委員会の招集は、会長が招集する。
6. 推薦委員の仕事は、役員候補者が総会において承諾されたときに終わる。

第11条 役員の仕事

1. 役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。
2. 欠員補充のために選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員の仕事終了後でも後任者が就任するまでは職務を遂行する。
4. 役員が心身の支障のため職務の遂行に耐えられないと認めるとき、もしくは役員としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、委員総会の決議によって任期の途中でも解任することができる。

第5章 運営決議機関

第12条 次の会議を設け、運営及び議決に関する審議を行う。

1. 総会 本会の最高決議機関であり会長が招集する。年度当初に定期総会を開催し役員承認、予算決議、会則改正等重要事項を審議決定す

る。

議事は3分の1以上の出席(委任状含む)で成立し、出席者の過半数でこれを決する。また臨時総会は、委員総会で認められた場合及び会員の3分の1以上の要請があったときに開催する。

総会は対面又は書面総会にて実施し、出席者の意思及び会員から書面又は電磁的な方法により提示された委任状もしくは議決権行使書によって議決するものとする。

2. 役員会 総会に次ぐ議決機関で、会長が招集し、本会活動の企画推進、役員への提案事項等必要事項を協議する。

第6章 会 計

第13条 本会の年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 本会の経費は会費と雑収入をこれに充てる。

第15条 会費は会計状況に合わせて毎年設定する。但し既納の会費の返還はしないものとする。

第16条 役員会において事情を承認された会員は、会費を免除することができる。

第7章 顧問・相談役

第17条 顧問・相談役の選出方法

1. 顧問・相談役及び名誉役職は役員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
2. 顧問・相談役は会長の要請に応じ、その諮問にこたえる。

第8章 付 則

第18条 本会則は総会の決議を経なければ変更できない。改正案については役員会で審議決定し、総会の数日前に会員に通知するものとする。

第19条 会員の表彰ならびに慶弔規程を他に定める。

第20条 会長は役員会の決議を経て本会則の必要細則を定めることができる。

第21条 本会則に定めなき事項は、役員会の審議により決定することができる。

第22条 本会がPTA活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

PTA 表彰慶弔規程

第1条 本規程は、本校PTA会則第19条に従い、表彰ならびに慶弔規程として定める。

第2条 表彰

役員会の退任及び教職員の転退任の際には、記念品を贈呈し表彰する。

第3条 弔事

次の弔事には、弔意金5,000円をその遺族に贈る。

1. 会員が死亡した場合
2. 教職員の配偶者が死亡した場合
3. 在学の生徒が死亡した場合
4. その他 PTA 会長が支出すべきと判断する場合

第 4 条 見舞金

教職員及び生徒が障害又は病気のため、2 週間以上入院またはこれに準ずる療養を要するときは、5,000 円の見舞金を贈る。

第 5 条 本条項の規程以外に、表彰、慶弔、見舞金に関する必要を認めた場合には、役員会の審議により、決定するものとする。

補 則

この会則は、昭和 47 年 5 月より実施
中略

平成 12 年 2 月 29 日改正
平成 14 年 5 月 9 日改正
平成 16 年 5 月 7 日改正
平成 20 年 2 月 4 日改正
平成 27 年 4 月 30 日改正
平成 29 年 5 月 2 日改正
令和 3 年 5 月 15 日改正
令和 7 年 5 月 28 日改正